

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日
に当たるときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更

土地改良法による換地処分

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施

◇ 雑 報

一時保護を加えた児童の所持していたもの

◇ 正 誤

昭和五十八年九月鳥取県告示第七百六十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による八橋地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十八年一月二十五日現在の地番による。)
大字八橋字龍王 東平	大字八橋字龍王東平の全域 大字八橋字南田井東平八三六の一部 大字八橋字立石一〇〇の一三三、一一三五の三、一一三五の四の一部
大字八橋字南田 井東平	五の四の一部 大字八橋字南田井東平のうち八三六の一部以外の区域
大字八橋字立石	大字八橋字立石のうち一〇〇の一三〇、一一〇〇の一三三、一一三五の三、一一三五の四の一部以外の区域 大字八橋字龍王一一七〇の三、一一七一の一
大字八橋字龍王	大字八橋字立石一一〇〇の一三〇 大字八橋字龍王のうち一一七〇の三、一一七一の一以外の区域

鳥取県告示第八百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字徳万五五八―一南田井土地改良事業共同施行代表者松田真作から同人ほか二十五名の者が共同して行う土地改良事業に係る八橋地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十号

昭和五十八年八月十一日付けで関金町から申請のあつた堀地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十一号

昭和五十八年七月三十日付けで若桜町から申請のあつた三倉地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十二号

鳥取市覚寺四〇八一覚寺入会林野整備組合組合長青木覚から申請のあつた覚寺入会林野整備計画については、昭和五十八年九月二十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

覚寺入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字繁岩谷四七七、大字福山字曹源寺谷二の一、二の六、二の八、二の一〇、二の一〇、二の一三、字久原谷四六の三から四六の六まで、字カンナガ谷二四五の三から二四五の八まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年七月二十九日 鳥取県指令受米土維第六百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字四軒茶屋及び字四軒屋灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市祇園町二丁目二三―一

田丸喜久治

鳥取県告示第八百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

気高町

二 都市計画事業の種類及び名称

気高都市計画自転車駐車場事業浜村駅南自転車駐車場

三 事業施行期間

昭和五十八年十月七日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 気高町大字勝見字村屋敷、字湯尻及び字東山崎

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百六十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十八年十月十七日から施行する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

米子西支店

米子市上

後藤

を

米子西支店	米子市上後藤
米子中央支店	米子市富士見町二丁目

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 博 隆

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部
 期間 昭和57年1月1日～12月31日
 政治団体の名称 **民社党鳥取県連合会**
 報告年月日 昭和58年9月27日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 2,379,687円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 個人の負担する党費 324,000円
 又は会費(170人)

ア 前年繰越額 451,683円
 イ 本年収入額 1,928,004円
 (2) 支出総額 1,976,116円

寄附（内訳別掲）

法人その他の団体からの寄附 36,000円
 小 計 36,000円

機関紙誌の発行その他の事業による収入
 機関紙事業 1,512,000円
 小 計 1,512,000円

その他の収入
 10万円未満の収入 56,004円
 小 計 56,004円
 合 計 1,928,004円

〔寄附の内訳〕
 法人その他の団体からの寄附
 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)
 センゼン同盟 36,000円 鳥取県山陰支部 松江市

小 計 36,000円

(2) 支出の内訳
 経常経費
 備品・消耗品費 55,265円
 事務所費 240,000円
 小 計 295,265円

政治活動費

組織活動費 703,030円
 機関紙誌の発行その他の事業費 977,821円
 その他の事業費 977,821円
 小 計 1,680,851円
 合 計 1,976,116円

◎その他の政治団体
 期間 昭和57年1月1日～12月31日
 政治団体の名称 **連藤善行後援会**
 報告年月日 昭和58年8月22日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 700,000円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 700,000円
 (2) 支出総額 630,581円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 寄附（内訳別掲）
 個人からの寄附 700,000円
 小 計 700,000円
 合 計 700,000円

〔寄附の内訳〕	備品・消耗品費	107,100円
個人からの寄附	事務所費	750円
その他	小計	197,850円
小計	政治活動費	
(2) 支出の内訳	組織活動費	432,731円
経常経費	小計	432,731円
人件費	合計	630,581円
	合計	90,000円

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和58年10月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 期日及び場所
昭和58年12月2日（金曜日）午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 2 試験科目
(1) 筆記試験
ア 毒物及び劇物に関する法規

- 1 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 3 受験手続
受験希望者は、所定の受験願書に次の書類を添えて住所地在管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。
(1) 履歴書
(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1葉
- 4 受験手数料及びその納付方法
(1) 受験手数料 4,000円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合消印しないこと。
- 5 受験願書の提出期限
昭和58年11月4日（金曜日）まで

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和58年10月7日から6月以内に申し出て下さい。

昭和58年10月7日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種類	数量	児童が金品を所持するに至った経緯
現金	5,000円札 1,000円札 500円札	1 8 1	昭和58年9月5日午後1時ごろ、鳥取市岩吉175番地4 鳥取県東部生活協同組合駐車場において、駐車中の普通乗用車内から現金13,970円の入った財布（黄色に青い縁取りの財布）1個を窃取したものである。
	100円硬貨 50円硬貨 10円硬貨	4 1 2	
財布		1	
布		1	

正 誤

昭和五十八年九月鳥取県告示第七百六十九号（公有水面の埋立ての免許の申請について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 四
段 上
行 十
三
課 一〇一
正 度 一〇度